

令和6年度4月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年4月22日（月）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 11名（欠席5名）

	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	
	6 田中 昭文		8 東 廣司
9 富永 有作	10 三上 好文	11 小泉 幹雄	
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 基盤強化促進法第19条による農用地利用集積計画の公告
について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 町内の農地の賃借料情報の提供について

その他

(1) 事務連絡

- ・ 慶弔金徴収について

(2) その他

会議の概要

議長	本日の欠席者ですけど、 農業委員さんが服部信彦委員さん。それから、荒木委員さんの方から欠席が届けが出ています。推進委員さんの方で、山根推進委員、日高推進委員、沼田推進委員と和田推進委員と三田推進委員が欠席です。議事録署名員の指名で、6 番は、7 番の椿委員さんと 8 番の片岡委員さん。議事録署名者お願い致します。 議題の方に入りたいと思います。本日の議案第 1 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について、本日は 3 件上程されとります。事務局の方、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。 申請番号が 064-1 です。農地の所在地は日和××です。登記地目が畑。面積が 85 m²となっております。申請人はさんです。転用目的についてですが、駐車場となっております。所要面積は、土地造成 85 m²。駐車場 2 台分となっております。転用の理由についてですが、昭和 46 年以前に当時の所有者であった故◎◎◎◎氏が申請地を駐車場として造成したという事になっております。この土地については、第 2 種農地となっております。これについては、法第 4 条第 6 項のただし書により許可できるものと判断しております。また、追認の案件ですので顛末書の方が添付されております。 続きまして、申請番号 064-2 です。農地の所在地は中野××となっております。登記地目については畑。面積が 68 m²となっております。申請人は△△△△さんです。転用目的ですが、墓地となっております。所要面積ですが、土地造成 68 m²となっており、墓碑の方がそれぞれ 1.46 m²。それから、1.32 m²となっております。この土地についても第 2 種農地となります。これについても、法第 4 条第 6 項のただし書により許可できるものと判断しております。また、これにつきましても追認の案件ですので顛末書の方が添付をされております。 続きまして、申請番号 064-3。 農地の所在地が井原××です。登記地目については畑、面積が 111 m²となっております。申請人は□□□□さんです。こちらの転用目的ですが、個人の住宅となっております。所要面積が土地造成 111 m²。内住宅が 56.46 m²となっております。転用の理由についてですが、住宅の増築をおこなったことによります。この土地についても第 2 種農地です。これも法第 4 条第 6 項のただし書により許可できるものと判断しております。また、これにつきましても追認の案件ですので顛末書の方が添付されております。以上 3 件です。
議長	はい。ありがとうございました。それでは、あの、本日の報告になつとります。 申請番号 064-1。大石委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
1 2 番	はい。失礼致します。申請番号 064-1。転用 4 条、転用の案件です。場所を先に見てもらうと、下の地図の左側の地図ですが。真ん中の上から走っているのが、日桜ロードで、右へ下へ向けて行くと¥¥¥¥があつたり、元++++があつたり日和トンネルへ向かう方で、左側へ行くと桜江町へ向かう道でございまして、申請地はそこから、20m ぐらい入った所なので道路からよく見える所で、普段から車が止めて

	あるなあというのがよく見える場所でした。場所も、和田推進委員さんと 15 日の夕方に現地確認をさせてもらいまして、確かに駐車場の案件になっておるという状況に既になってます。それで、えっと。申請をされた〇〇さんは、浜田の方に住んでおられて、このことについても、駐車場になつとるということもお父さんの◎◎◎◎さんが駐車場の整備をされたという事で、内容聞こうと思いましたが、川本の@@司法書士さんですか？この方が、申請のお手伝いをされとって様子をよく聞いておるからという事で、@@さんの方に聞き取りをさせて頂きました。本人の〇〇さんはほとんどよく分からないという事で、お父さんがやられたんですが、場所はぐると水路が整備されとって、他の農地にも影響がないと、いうようにきちっと整備をされておりました。85 m²と上積みではなってましたが駐車スペースはそんなに広くなくて、ずっと傾斜土手がありまして、それを含めての 85 m²というような状況でございました。隣に農地があるわけでもなくて、影響のないように整備されて問題ないかなあと思います。よろしくご審議ください。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。和田推進委員さん、何か付け加えたり説明することはございますか？
推 16 番	特にございません。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。ただいま 064-1 の件に関しましてご説明頂きました。この件に関しまして、質問等ございましたら挙手をして報告の質問の方お願い致します。
？ ？ ？	ありません。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。 064-1 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 064-2 の案件に関しまして服部委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告をよろしくお願い致します。
4 番	えっと、それでは 064-2 について説明致します。まず、地図をご覧下さい。3 ページです。左側の地図で、中央を走る路面で下が広域農道南線です。で、右から左へ向いて、井原から矢上へ抜ける道です。農道から約 100m ぐらい下った所に現地ががございます。ここへ 18 日に上田委員さんと行きまして、現地確認とお話を伺ってまいりました。これは、約 15 年くらい前に、お爺さんがここへ墓地を移転されたということです。まあ、当時のお爺さんで 80 幾つですので、その申請とか、農地のいろんなことはそんなに詳しくないと思いますので、それでまあ、自分のとこの土地だから必要なら単独で××だそうです。それで今回、息子さんも亡くなられ申請者の△△さんになった時には、相続の問題がおきて慌てて申請されたという事です。で、この近辺はなんもありませんし、まあ、ほとんど畑ですので。それからこの近所も、納得はされておられますし、それからこの面積が 68 m²ですか？ここに、墓が 2 体？2 体？2 基がございます。多分、このぐらいの広さになったんだと思います。以上です。

議長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん、何か付け加えたりするような事ございますか？
推13番 議長	ありません。よろしくお願い致します。 はい。ありがとうございます。それでは、064-2の説明をして頂きましたが、この件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ございませんか？ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号064-2の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号064-3の案件に関しまして宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
11番	それでは、失礼します。申請番号065-3です。所在地は井原いうところで。多分、4ページの地図をちょっと先に見て頂きます。真ん中の太い線の道路が、町道で右に行きますと、井原で国道へ出る。こっちに左に行きますと、こっちに入る××の位置となつとります。まあそんで後ほど、あつこの片田付近で三差路になる所のと家です。申請者の□□さんが今回、母屋に行く話で新築されて、まああのお父さんから名義変更とかされた時に調べたら実際畑が、家まあ倉庫兼駐車場ですか？家にかかっているという事が判明しまして、まあ慌てて申請を今回おこなわれる事に。まあ、お父さんの時代に、もう建つとつたいう事で。まあ、あの20年前という事で、まあ車の×もついていますんで、現地確認を4月14日の水曜日ですね。藤田推進委員さんと一緒にチェックシート見ながら説明しましたが、まあ雨水も全部あの道路脇の側溝に流れるように、もう工事されとりますんで。この□□さんは、まあ皆さんご存じの、この町職員の方で昨年度まで農振で実際、ここの、ここに一緒にみんなと一緒に協議したり、マイクなんかを回されとつた方ですんで、特にこの□□さんについても問題はないと思いますんで審議の方よろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございます。藤田推進委員さん、どこか付け加えることございますか？
推14番 議長	別にありません。よろしくお願い致します。 はい。ありがとうございます。それでは、064-3の件に関しまして説明をして頂きましたが、この件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号064-3の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。今月は2件上程されております。事務局の方、読み上げの方をお願い致します。

事務局	はい。農地法第5条の規定による許可について、今月は2件です。申請番号065-1、農地の所在は三日市××。登記種目畑、面積40㎡。同じく、三日市××。登記地目畑、面積が457㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は、車庫、倉庫、薪棚で、申請の理由は、車庫、倉庫、薪ストーブの設置に必要な薪置場が必要となるためとなっております。所要面積は、土地造成497㎡。車庫、倉庫が48㎡。進入路115㎡。薪棚21.6㎡です。こちらについても、この土地は第2種農地です。農用地区域外となっております。法第5条第2項のただし書により許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号065-2。農地の所在は井原××。登記地目は畑。面積が124㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆と▽▽▽▽。譲受人は、★★★★です。転用目的は、個人住宅で。申請事由は、住宅の建設をするにあたり、敷地の一部としたい、となつとります。所要面積は、土地造成124㎡です。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。こちら、法第5条第2項ただし書により許可できるものと判断しております。こちらは、追認の案件ですので顛末書の方が添付されております。以上、2件です。
議長 2番	はい。ありがとうございました。それでは、申請番号065-1の件に関しまして、沖田委員さん。現地での調査及び、聞き取りの報告の方をお願い致します。 失礼します。065-1。5条の有償の所有権移転の案件について、ご説明致します。それで、地図でちょっと場所を確認頂けますでしょうか？左側の地図ですが、下にちょっと家屋が2、3戸ぐらい並んどりますが。これは、旧出羽商店街へ行きます。その出羽商店街が、これで右へ行ったら高原。左へ行ったら、田所方面ということで、出羽商店街の最後終わりのところで4差路になってますけど、そこから上の道へ上がる道路がありますが、その道路沿いに今回の案件があります。この案件の現地調査と聞き取りはですね、4月の18日に行いましたが、推進委員の和田さんが、今月体調を崩されて立ち会いが難しいという事で、私とそれから譲受人の◆◆◆◆の社長の▼▼▼▼さんに立ち会って頂きまして、現地確認及び聞き取りをさせて頂きました。和田推進委員さんは先月の案件で、丁度ここを車で一緒に通ってみるに、丁度▼▼▼▼さんがおられましたんで、その時に推進委員さんも現地は一応確認だけはされております。それで、今回の案件ですが。譲渡人の◇◇さん。この方、もう、広島にかなり前から住んでおられてまして、時々はこちらの方に帰って家の管理などされとったんですが、管理、維持もなかなか難しいということで、◇◇さんの方にこの度、譲渡しを検討されてまして、◇◇◇◇さんも受けようという形で、今回の申請になりました。で、家の方も改築等々行っておりまして、今回その前の畑をこの住宅をシェアハウスのような建物にして、薪とか住建の関係の仕事に就かれる方に、ここに住んで頂きまして、薪の性能とか、この方たちの車庫、倉庫に使いたいという事で。今回ちょっと面積が広いので、この事も社長にお聞きしたんですが、作業場を含めるとこのぐらいの面積が必要という事で、今回の申請になりました。チェックシートに照らし合わせまして、その面積だけがちょっと疑問に思いましたので、そこだけはチェックを入れずにお聞きしましたが、先ほど言いましたような返答になりましたので、問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。
議長	

議長	す。 はい。ありがとうございます。説明して頂きました、申請番号 065-1 の件に関しましてご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言の方お願い致します。 (意見質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 065-1 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 では、続きまして、申請番号 065-2 の件に関しまして。宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
1 1 番	続いて失礼致します。065-2 の案件。この、あの 7 ページの地図を、ちょっと先に見て頂いて。右に行けば、また、あの県道の浜作線ですけど。右に行けば矢上ですね。左側に行きますと井原へ信号がある道路へ出る道筋になっております。場所としては、ちょうど道路の県道の前というか。町道ね。町道の前になる所です。これは、あの。昨年度の 3 条のちょっと出とる案件なんですが、この度 OK という事で★★さんが申請されました。この件についても、4 月の 14 日。藤田推進委員さんと一緒に、現地確認と服部さんと一緒に面談してから調査をしております。もう、舗装もコンクリもしてあって溝の水も道路の側溝に水をいってから流れるようになってますね。周りにも、畑とかがないので特に水路とかそういった問題はないんではなかろうと思います。よろしくお願い致します。
議長 推 14 番	ありがとうございます。藤田推進委員さん、ありますでしょうか？ 別にありません。よろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございます。では、065-2 の件に関しまして説明して頂きましたが、この件に関しましてご意見ご質問がございましたら挙手の上、発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 065-2 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 3 号基盤強化促進法第 19 条による農用地利用集積計画の公告について、今月 8 件ございます。特に読み上げは致しません。えっと、資料の方を見て頂きまして、意見ご質問がございましたらよろしくお願い致します。
	～ご覧中～
2 番 議長	議長、すみません。 はい。

2 番	えっと、06-4 番なんですが、譲渡し人も譲受け人のちょっと経営の面積が載ってない？。これは形状のミス？
議長	はい、お願いします。
事務局	はい。すみません。確認の方さえて頂いてよろしいでしょうか？
議長	はい。よろしくお願い致します。
	～中断中～
事務局	会長さん。会長さん。すみません。
議長	はい。えっと、事務局の方から報告があります。
事務局	すみません。先ほどの 06 基-4 の経営面積の件ですが、こちらの記入漏れで経営面積の方は 2,037 m ² の方が入ります。で、合わせて、ちょっと、こちらのあの、すみません。記入のミスで申請者の名前が入っておると、その上の 06 基-3 の方ですが、こちらが申請者@@@@になっておりますが、申請者相続人代表@@@@の方に修正をお願いします。
議長	06 基-3 の話ですか？
事務局	10 ページになります。
2 番	ちょっと、すみません。今さっきの 06-4 の譲受人の**さんですけど、これは経営面積はないんですか？
事務局	この方は、新規ですのでありません。
2 番	あっそうですか。
事務局	はい。
2 番	これは、農機具とかいうのは大丈夫なんですかね？
10 番	農機具っていうか、あの葡萄ハウスを考えております。
2 番	あー。あっ、そうですか……。それで、借りるいう物はいらんいう事ですか？
事務局	今年から就農される人です。
2 番	あー。そうですか。
議長	06 基-3 が新規設定、申請者@@@@さんが相続人代表。
事務局	はい。
???	誰が？
議長	¥¥¥¥さんの相続人代表。
事務局	そうですね。はい。あの申請、@@@@さんの前に相続人代表入れてもらえればと思います。
議長	他にございますでしょうか？
???	ちょっと、06 基-8 の新規の……。
議長	今、照査して頂きます。すみません。 8 の新規の……。
事務局	はい。えっと、18 ページの 06 基-8 の備考欄の所に、新規設定 1 件のみしか書いておりません。大変申し訳ございません。これについてはですね。地番が、所在がですね。日貫××。802 m ² 。上からいくとですね、1、2、3 つ目になります。こちらが新規設定の 1 件になります。貸付人は####さんになります。

議長	はい。ありがとうございます。 他にございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	なければ、議案ですので採決の方に入りたいと思います。議案第 3 号基盤強化促進法第 19 条の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、報告の第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について、これは、読み上げ致しませんが、質問がございましたら挙手をし発言をお願いします。 ～ご覧中～ (意見、質問なし)
議長	ございませんか？ それでは、報告の第 2 号。町内の農地の賃借料情報の提供について事務局よりお願い致します。
事務局	はい。町内の農地の賃借料情報について。令和 5 年中に締結された利用権設定に関する賃借料について、毎年付けさせて頂いておりますが、令和 5 年中についてはこの表の通りとなりました。水田についてですが、181 件ありまして、それぞれこちらの方の通りでして・・・となっております。下の方にいきまして、畑についてですが 14 件ありまして、無償が 4 件と有償が 10 件。で、それぞれの平均額等については、この表の通りになっております。ご確認を頂ければと思います。以上です。
議長	はい。ありがとうございます。 4 番、その他に入りたいと思います。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、5 月 21 日（火）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印